



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

## 福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 一般社団法人 福岡中央青色申告会の設立記念式典が開催されました

去る6月6日(水)、ANAクラウンプラザホテルにて、一般社団法人福岡中央青色申告会の設立記念式典を開催いたしました。

当日は、公務ご多用の中、福岡国税局より立花史郎課税第一部長、川久保孝二個人課税課長をはじめとするご来賓の皆さま、友好関係団体の会長、会員の皆さま、福岡県連傘下の各会からも役職員など約200名の皆さまにご参加いただきました。

第一部では、上部団体である一般社団法人全国青色申告会総連合より山本幸治前特別顧問の「青色申告会の歩みとこれから課題」というテーマで記念講演がありました。講演では、戦後の日本における税制の仕組みや青色申告制度の創設、その制度とともに事業者により組成された青色申告会が、どのようにして公平な税制の仕組みを勝ち取っていったのかということ、また、現状の厳しい経済状況をよりよくしていくためにはどのような政策が必要なのかを考えなければならないというお話を、資料を用いながら説明されました。

第二部では、梅原会長より主催者挨拶が行われた後、立花課税第一部長、小川洋福岡県知事、高島宗一郎福岡市長から祝辞を頂戴しました。

その後の祝賀会では、当会会員の皆さまによる、マジックショーやピアノ演奏、ダンス、格闘パフォーマンスなどのアトラクションも交えながら、参加してくださった皆さまと和やかなひとときを満喫しました。

この度の設立記念式典にご出席くださった皆さま、誠にありがとうございます。皆さまのおかげで、式典並びに祝賀会を盛会のうちに終えることができました。

今後とも会員の皆さまとよりよい会にしていきたいと思っておりますので、何卒ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



祝賀会にて鏡開きを執り行いました



### 〈梅原会長 挨拶全文〉

本日は公務ご多用のところ、立花史郎 福岡国税局課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、多数の方々のご出席をいただき有難うございます。

さて、ご案内のとおり、当会の上部団体である福岡県青色申告会連合会は事務所を平成16年12月に、北九州市から福岡市へ移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、博多税務署、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、会員企業の会計や税務の相談を図る目的で、福岡県青色申告会連合会内に祇園支部として支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、今日では全国青色申告会総連合や福岡県連傘下各会並びに関係各位の暖かいご支援をいただき、青色申告会活動を推進することができるようになりました。そして、今や会員数は450名を超えるに至りました。

支部発足以来、会員企業の記帳、決算、確定申告指導を中心に支部活動を推進してまいりました。そのような活動を通して、平成29年分の所得税、消費税の確定申告書には、全会員企業の皆様がマイナンバーを記載して、「e-Tax」で確定申告書の提出をすることができました。

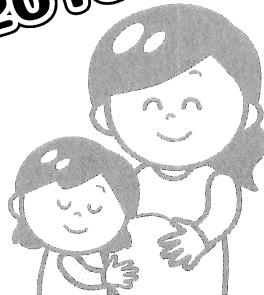
また、公益活動の一環として、ここ数年來、毎年2月16日から3月15日まで、確定申告期間中に、役員や職員を派遣して、確定申告会場の中に設けられている「青色コーナー」で、青色申告の勧奨などの業務に従事してまいりました。

このように、事業活動がスムーズに行われ、青色申告会活動が円滑に運用できる環境が整いました。これをうけて、本年度の4月1日をもって、祇園支部を福岡県連から独立して、新しく一般社団法人福岡中央青色申告会を設立いたしました。設立に際しましては、福岡国税局や博多税務署、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご支援、ご協力をいただき、心より厚く御礼申し上げる次第であります。

今後は、一般社団法人福岡中央青色申告会として、公益活動を通して広く地域社会に貢献してまいります所存でございます。ここに、お誓い申し上げ、挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

# や口らなきや損!? 出産すると国民年金が免除になります!

2019年4月から



2016年12月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。

その中で、**国民年金第1号被保険者の産前産後機関の保険料の免除**（平成31年4月施行）という改正がありました。改正のポイントは以下の通りです。

## ① 産前産後期間に係る国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者について、出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料の支払いが免除される。

## ② 産前産後期間に係る保険料免除期間も保険料納付済期間に算入される

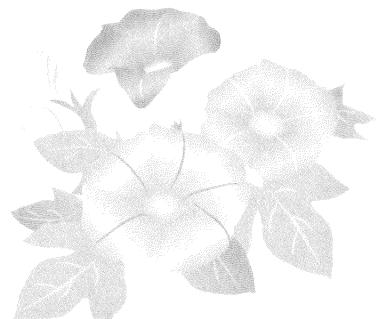
①の期間は国民年金の保険料が免除となります。保険料納付済期間としてみなされ、免除期間は満額の基礎年金が保障される。

## ③ 付加保険料の納付も可能

産前産後期間に係る保険料免除は、他の保険料免除とは異なり、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するものであることから、当該期間についても付加保険料を納付することが可能。

ちなみに、この財源として、国民年金保険料が100円引き上げられ、国民年金の被保険者全体で支える形になります。

2019年4月からこのような改正がありますので、出産予定のある被保険者の方はぜひこの制度をご利用されてはいかがでしょうか？この制度の詳細や、手続き方法などは年金事務所にてご確認ください。



## 法律相談日のお知らせ

弁護士の橋先生による無料相談

7月24日(火) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。※詳細は事務局までお問い合わせください。

## 税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

7月19日(木)

10時～12時／13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

## 会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を**6月27日(水)**にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただいている会員さまには、再度請求書を郵送させていただく予定です。大変申し訳ございませんが当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際ご持参をお願い致します。

行今 事月 予の 定日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	7月 2日(月)・3日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は6月号をご覧下さい
	7月10日(火)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
	7月17日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)
	7月25日(水)	北部九州ブロック役職員研修会(事務局は閉めます)
	7月31日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)
	7月26日(木) ～7月31日(火)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。 来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
	8月17日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(ANAクラウンプラザホテル1F)

# ふくおかNEWS

メール : info@aoiro-f.com  
H P : <http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/>  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集 後記

お忙しい中、設立記念式典にご参加くださった会員の皆さま、本当にありがとうございました。こういった規模の式典は滅多にないので無事に終わることができホッとしております。今回はじめて当会の行事に参加された会員の方も多かつたのですが、同封しているビアガーデンも含め、今後とも色々と開催していきたいと思っておりますのでまた是非ご参加ください♪